

横浜市中心卸売市場条例で独自に規定する遵守事項

項目	内容	定めた理由
市場外にある物品の卸売に関する報告	(条例第 57 条) ・市場以外の場所にある取扱物品を卸売した場合、市長に実績を報告しなければならない。	・市場外を経由する取扱物品を把握し、公正・公平な取引を担保するため。
卸売の相手方の制限	(条例第 58 条) ・卸売業者の卸売の相手は、仲卸業者、売買参加者、相対取引事業者とする。 ・災害の場合、委託物品を自己買受する場合、他の卸売業者へ卸売する場合を除く。 ・卸売業者の自己買受、市場内の他の卸売業者への卸売を行った場合は市長に実績を届けなければならない。	・卸売業者の取引先を明確にし、公正・公平な取引を担保するため。
受託物品の検収等	(条例第 59 条) ・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をする場合を除き、受託物品の数量、等級等について検収を行わなければならない。	・公正・公平な取引を担保するため。 ・安全・安心な食品流通を担保するため。
仲卸業者の業務の規制	(条例第 60 条) ・仲卸業者は販売の委託を引き受けてはならない。 ・仲卸業者は、卸売業者から買い入れが困難なものを卸売業者以外のものから買い入れることができるが、市長に実績を報告しなければならない。	・公正・公平な取引を担保するため。
衛生上有害な物品の販売禁止等	(条例第 61 条) ・取引参加者等は、衛生上有害な物品は市場において売買、売買の目的をもって所持してはならず、市長は売買の差し止め、撤去を命ずることができる。	・安全・安心な食品流通を担保するため。
物品の品質管理	(条例第 62 条) ・市場内において取引する者は、生鮮食料品の品質管理に関する法令を遵守しなければならない。	・安全・安心な生鮮食料品の流通を担保するため。
卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売場所の届出	(条例第 63 条) ・卸売業者が市場外で取扱物品の販売を行う場合は、市長に届け出るものとする。	・市場の適正かつ健全な運営を確保するため。

	る。	
無許可営業の禁止	(条例第 80 条) ・卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は市場内において許可を受けた業務を除き物品の販売その他営業行為をしてはならない。	・市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
市場への出入等に対する指示	(条例第 81 条) ・市場への出入、施設の使用、物品の運搬等については市長の指示に従わなければならない。	・市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
清潔保持及び環境改善	(条例第 82 条) ・取引参加者、その他の市場関係事業者は市場の清潔の保持、騒音等の抑制等に努めなければならない。	・市場の適正かつ健全な運営を確保するため。